

創新会行政視察報告書

大崎市議会 調査活動概要報告書
令和4年10月28日提出

1. 視察概要

会派名	創新会
視察者名	佐藤仁一郎、伊勢健一、佐藤弘樹、早坂憂、石田政博
日時	令和4年10月6日(木)11:00~12:30
視察先	衆議院第二議員会館
出席者 (説明者)	国土交通省水管理・国土保全局治水課 課長補佐 萩原健介 氏 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 企画専門官 若松崇敏 氏 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 土砂災害防止技術推進官 小竹利明 氏

2. 視察内容

視察項目	「流域治水・河川整備について」
視察内容	<p>○流域治水の本格的実践「継続と深化」 気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るとともに、計画規模を超える洪水(超過洪水)に対しても可能な限り被害を軽減する取り組みの強化を推進する。</p> <p>・気候変動を踏まえた今後の河川整備の強化⇒水系一体の河川整備計画 河川整備計画の既存の取組みに追加して、既存施設の機能強化も含めた遊水池整備、既存ダムの洪水調節機能強化、総合的な内水対策などを強力に推進する。また、河道掘削や遊水池整備等のための土地確保が困難な都市部等における地下空間の活用検討や、越水に対する河川堤防の強化を推進する。</p> <p>・流域治水関連法(特定都市河川の指定拡大)による流域対策の推進 全国の一級・二級水系を対象に指定候補と流域水害対策計画の策定のロードマップを公表(数百河川程度)し、計画の作成に要する調査・検討費用を支援する。</p> <p>・特定都市河川流域内の土地の貯留機能の保全の推進 特定都市河川流域では、浸水拡大を抑制する効用をもつ河川沿いの低地や農地等を貯留機能保全区域に指定し、その土地が元々有する貯留機能の保全を図ることが可能であり、指定に必要な関係者の同意・協力を促す支援の充実を図り、貯留機能保全区域の指定を促進する。そのために、貯留機能保全区域の土地の所有者の負担軽減に於いて、あらゆる関係者の協力を促すため、以下の制度の拡充を行う。</p> <p>★地方公共団体による区域に侵入した水の貯留後の早期排水を目的とした排水施設の整備⇒(特定都市河川浸水被害対策推進事業)</p> <p>★河川管理者による耕作放棄地や用水路における土砂掘削等の環境整備⇒(環境整備事業)</p> <p>・特定都市河川流域における下水道による浸水対策に強化 浸水の危険が高い地域を抱える特定都市河川流域について、下水道浸水被害軽減総合事業の対象エリアに追加し、下水道管理者などによる排水施設や貯留施設の整備とソフト対策を組み合わせた、浸水に対する総合的な対策を推進。</p> <p>・流域治水型内水対策の推進 近年の内水被害の頻発化を踏まえ、排水ポンプによる河川への排水を中心とした従来の対策に加え、貯留施設の整備や土地利用規制等のソフト対策を含む流域全体での流出抑制・被害軽減対策を推進する。流域治水型内水対策への進化を図るため、国、都道府県、市町村、民間によるこれまでの総合内水対策をより一層強化するため、流出抑制・被害軽減対策に係る以下の制度の支援拡充を措置し、流出抑制・被害軽減対策の一層の強化を図る。</p> <p>【制度拡充】 ★市町村や民間による貯留浸透施設の整備を支援する流域貯留浸透事業について、交</p>

付対象となる施設規模の要件を緩和。

*市町村による準用河川の排水施設整備について、特定都市河川浸水被害対策推進事業の支援対象に追加、総合流域防災事業の補助率を嵩上げ。

*浸水対策防止用設備に係る固定資産税の軽減措置の延長(R5 税制要望)

【従前の対策をパッケージで強化】

*支流合流点において市水を貯留する内水調整池を整備→国、都道府県

*支流に負荷をかけないため、支川に遊水池を整備→国、都道府県

*内水リスクを踏まえた土地利用規制(浸水被害防止区域、災害危険区域)→国、県

*内水浸水情報のリアルタイム把握等のための浸水センターの設置→自治体、民間

・災害復旧事業による遊水地内の迅速な堆積土砂撤去

洪水貯留後に遊水池内に土砂堆積等が発生した場合、「買収方式」箇所では河川管理者が、「地役権方式」では耕作者自らが土砂を撤去するとしていたが、遊水池へ湛水し、かつ一定規模の堆積量が認められる場合、災害復旧にて撤去を可能とする。災害復旧事業により予算を充当し、手の中かつ迅速に土砂を撤去し、早期に洪水調節機能を復旧する。

・防災まちづくりと連携した土砂災害対策の推進

土砂災害警戒区域等の指定が進み、土砂災害の恐れがある地域が全国で約 68 万箇所も存在することが明らかになり、移転等によるリスクの回避が必要となった。土砂災害警戒区域等は、居住や公共公益施設の維持・誘導が図られる区域に分布するものもあり、まちづくりと連携した対策が必要となる。

・河川事業と連携した砂防事業の推進

気象変動の影響に伴う降雨量の増大による、同一地域内での土砂災害と洪水災害の重複発生リスクの増加に対し、砂防事業と河川事業を連携して実施し、複合災害に対する地域の早期安全性確保を図る。浸水リスクを回避・解消しても土砂災害リスクが残余するような地域では、砂防事業も連携して重点的に対策を実施し、地域の安全確保を実現(⇒輪中堤などが想定される)。土砂・洪水氾濫の頻発化を踏まえた施設配置計画を策定し、重点的な対策を実施する。

・水害リスク情報の活用(水害リスクマップ)⇒ソフト施策、R7 年まで作成

防災まちづくりを推進する市町村を対象に、外水に加え内水にも配慮した水害リスクマップを作製の上、治水対策の検討や立地適正化計画における防災指針の検討・作成への活用を推進することで、水害リスクの高い地域を避けた居住誘導や、浸水に対する住まい方の工夫等を促進する。

○グリーンイノベーション下水道の実現に向けた取組

・カーボンニュートラルの実現に向け、下水道の創エネ・省エネの取組、再エネの利用拡大を進めるとともに、多様な主体と連携を進めることが重要。下水道では、全国の電力消費量の約 0.8%を消費し、温室効果ガス(GHG)の約 0.4%を排出している、下水道は、脱炭素社会に貢献し得る高いポテンシャルを有するが、活用は一部にとどまっている(⇒エネルギー化率約 27%、緑地利用率約 10%)。地球温暖化対策計画における GHG 排出量 2013 年約 400 万 t を 2030 年には、208 万 t 削減するとしている

【目標実現に向け強化すべき施策】

*下水道温室ガス削減推進事業の創設

*取り組みの加速化・連携拡大に向けた環境整備

→数値化等によるポテンシャル・取り組みの「見える化」

汚泥肥料利用等の促進(農林水産省と連携した案件形成等)

下水道脱炭素化推進事業(個別補助)等のさらなる推進

*カーボンニュートラル地域モデル処理場の整備

○河川防災ステーションのさらなる活用による地域活性化の推進

・洪水時における緊急復旧活動の拠点となる河川防災ステーションの機能に加え、賑わいの創出や地域活性化に資するえりあの基盤を整備。災害時と平常時両面の機能を併せ持つ「MIZBE ステーション」に進化させ、地域活性化を推進。MIZBE ステーションの機能→防災機能、地域連携機能(文化教養、観光レク施設等)

	<p>【質疑応答】</p> <p>問 特定都市河川の指定拡大について、都道府県による計画策定を支援する事の様だが、市町村から指定を願う声が上がっている事を国としてどの様に吸い上げるか。</p> <p>答 河川管理が県である一級河川についても、県に任せるのではなく、国と県が一緒になって指定を進めていく。そのためにも、指定については、是非、地方自治体からも声を上げて欲しい。しかし、指定される事によって開発規制がかかるなど制限もあるため、しっかりと確認して進めて欲しい。</p> <p>問 土砂災害について、土砂災害防止法に基づく、移転勧告の実効性の向上や、災害復旧工事費の削減の意味からも、危険個所に居住している人に、移転費用の補助等をして、積極的に移転を促すことは出来ないか。その方が、災害対策砂防事業の重点箇所の絞り込みも出来るのではないか</p> <p>答 移転勧告は、基本的に県が行うが、個人財産のために強制的に進める事は出来ない。居住や公共公益施設を維持誘導する区域の検討を行うなど、まちづくり部局等との連携が必要となる。</p> <p>問 今回の7月豪雨時に、国土交通省出身の本市副市長との連携等により、復旧活動に大変なご尽力を賜り、厚く感謝を申し上げますと共に、流域治水の観点から、吉田川の河道掘削工事もお陰様で順調に進行しているが、水系一体の整備計画の方針はどうか。</p> <p>答 下流から行う堤防整備や河道掘削に加え、上流域での支流の遊水池や霞堤、輪中堤整備を行うと共に、災害復旧事業では、遊水池の堆積土砂撤去など、単なる復旧に留まらない、改良復旧を視野に進める。</p>
<p>考 察</p> <p>【所感・課題・提言等】</p>	<p>2019年の台風19号や、今年7月の記録的大雨による被害を踏まえ、吉田川の上流と下流、本流と支流での流域治水を一体的に進めるため、国の「特定都市河川」の指定を目指す方向性が示された。また、同じ鳴瀬川支流の多田川についても流域治水部会が発足し、県管理河川で7月の記録的豪雨により決壊した名蓋川、内水氾濫が頻発する大江川について、県の改修事業に留まらない雨水貯留や下水道整備といった流域治水のあり方を検討する方向性が示された。</p> <p>今回の調査研修活動では、地球温暖化の影響と思われる記録的豪雨災害が日本各地で頻発する状況を踏まえ、国における豪雨災害に対する危機感が、ひしひしと伝わってきた。地域住民と身近に接する市町村においては、住民の命を守る施策の充実が第一ではあるが、今回の研修でご助言頂いた各種事業・施策をしっかりと把握し、地域住民の安全安心に役立てると共に、減災に向けた取り組みや提言をしていきたい。</p> <p>今回の水害を受け、流域治水関連法に基づく特定都市河川の指定により、自治体管理河川を含むハード事業の促進や優遇策が期待出来るほか、浸水被害防止区域での開発規制などの法的枠組みも適用される。この視察研修を踏まえ、河川改修や排水機場の強化、遊水池や田んぼダムによる雨水貯留対策、避難路の確保といった施策の実施に繋がるとよう提案していく。</p>

創新会行政視察報告書

大崎市議会 調査活動概要報告書

令和4年10月28日提出

1. 視察概要

会派名	創新会
視察者名	佐藤仁一郎、伊勢健一、佐藤弘樹、早坂憂、石田政博
日時	令和4年10月6日(木)14:00~15:30
視察先	衆議院第二議員会館
出席者 (説明者)	農林水産省農産局技術普及課(資材効率利用促進班) 課長補佐 石原孝司 氏

2. 視察内容

視察項目	「肥料高騰対策について」
視察内容 【質疑応答】	<p>・肥料価格高騰対策事業の概要</p> <p>世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰していることから、海外原料に依存している化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めるための取り組みを行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援する事を通じて、農業経営に及ぼす影響を緩和するものであり、政策目標として2030年まで化学肥料使用量を20%低減する事が掲げられている。</p> <p>・事業内容</p> <p>肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減の取り組みを行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割を支援する。生産者の参加要件として、化学肥料の2割低減を実現するために、取り組みメニューの中から2つ以上を実施し、本年から2年間で実施すること、また、これまでの取り組みも考慮し、同じ取り組みについては拡大や強化も対象とされる。対象となる肥料は、令和4年秋肥~令和5年春肥として購入した肥料で、秋肥については令和4年6月まで遡って対象とする。</p> <p>取り組みメニューの例としては、</p> <ul style="list-style-type: none">・土壌診断による施肥設計・生育診断による施肥設計・堆肥の利用、下水汚泥の利用など国内資源の利用・有機質肥料の利用・緑肥作物の利用・局所施肥(側条施肥、ドローンの活用等)の利用・地域特認技術(都道府県協議会が認める技術)の利用 <p>等が挙げられる。</p> <p>支援金の算定式は、支援額=肥料コスト増加分×0.7であり、肥料コスト増加分についての考え方は、肥料コスト増加分=当年の肥料購入費-(当年の肥料購入費÷価格上昇</p>

率÷使用量低減率)となる。

・支援の対象者と対象肥料

対象者は化学肥料の2割低減に向けて取り組む農業者のグループであり、参加農業者は5戸以上の販売農家とすること、また、新たに「農業者の組織する団体」を設立する場合は、組織運営に関する規程や代表者の定、銀行口座が必要となる。

また、令和4年6月から10月までに購入または購入する事が確実な令和4年の秋用肥料として使用するものと、令和4年11月から令和5年5月までに購入または購入することが確実な令和5年の春用肥料として使用するものが対象で、それぞれを分けて提出する必要がある。

・申請に必要な物

原則として、令和4年秋肥(令和4年6月～10月)と令和5年春肥(令和4年11月～令和5年5月)をそれぞれの時期に注文した事が分かるもの(注文票など)に加え、購入した事が分かるもの(領収書または請求書)が必要で、肥料の種類・数量・購入費が記載されていないといけない。

さらに、「化学肥料低減計画書」の提出も必要で、取り組みメニューの「令和4年度または令和5年度の取組」欄に2つ以上の○が必要だが、「前年度までの取組」欄に○が付いているものもカウントされ、その場合、「令和4年度または令和5年度取組」の欄において、1つ以上は新しい取組又は従来の取組の強化・拡大(◎で記入)が必要である。

・事務手続きと補助金の流れ

■秋肥分(令和4年12月末まで)

※例

参加農業者より申し込み→取り組み実施者(農業者グループ)より事業取組計画書をまとめて都道府県協議会に提出→国との間で要望量の調査(8月末)・割り当ての内示(9月中旬)・交付決定(10月中旬)→概算払い請求(10月下旬～)→概算払い(12月上旬～)→都道府県協議会から取り組み実施者へ積算払い(12月中旬～)→参加農業者へ振り込み

■春肥分(年明け以降の手続き)

※例

参加農業者より申し込み(～2月)→取り組み実施者(農業者グループ)より申請書を都道府県協議会に提出→国との間で要望量の調査(1月～2月)・割り当ての内示(2月)・交付決定(3月)→採択決定後、取り組み実施者より取り組み実績報告書を都道府県協議会に提出(4月まで)→国に実績報告(4月)→額の確定+精算払(4月)→参加農業者へ振り込み→実施報告書を取り組み実施者に提出→取組実施状況報告書を都道府県協議会に提出→事業実施状況報告書・評価報告書を国に提出(令和6年12月末)。

・質疑応答

問 現在の状況が長期化するという懸念が広がっているが、今後の対策はどうか。また、今後の状況を国ではどの様に見込んでいるのか。

答 今回の事業は令和5年5月まで対象とされているため、まずはこの事業をしっかりと

活用して欲しい。国際的な価格の相場を様々な形で見ている状況である。そのピークが夏まで上がってきていたが、今は若干下がってきている。この先下がり続けるという事ではないと見ているが、相場には波があるため、一定のリズムを刻むはずと考えている。来年の5月より先もさらに高くなる場合、その時に事業の設計を変更した上で改めて対策を考えたい。併せて、少し相場が下がったときに、原料を確保し備蓄するという試みも行っていきたい。

問 堆肥の活用を推進したいという想いは理解するが、結局機械が無ければ堆肥を撒く事も難しい。燃料代も新たにかかる。その部分についても支援を考えて頂きたいが所見を伺う。

答 肥料コスト低減体系緊急展開事業というものがあり、堆肥の購入費用・運搬費用・撒く作業の委託費を補助するメニューもあるため、併せて広く活用して欲しい。また、水分を含んで重くなった堆肥を運ぶ事も困難なため、ペレット化して活用する取り組みも進められている事にも注目して欲しい。

問 価格の上昇率を1.4倍とした積算根拠について伺う。

答 農作物価指数の動向を見ると、特に単肥及び高度化成の指数が上昇しており、令和4年8月の肥料価格指数は144.5で、前年同月比は38.4%上昇していた。この事から1.4倍とさせて頂いた。

問 個別の申請の他に、JA等のとりまとめなども想定されているのか。

答 JAによるとりまとめはむしろして頂きたいと考えている。部会ごとに申請して頂ければ、使う肥料などについても統一されたものとするし、購入した肥料についてのデータもJAで保管している場合がほとんどと考える。ぜひ連携して申請して欲しい。

問 農業経営体や法人として営農を行っている方々も5つのグループを組まなければならないのか。

答 法人については、団体と言うことではなく、構成員や従業員の人数が5人以上であれば申請が可能である。詳細の載ったQ&Aも準備しているので参考にして欲しい。

問 農薬の状況などはどうなのか。

答 農薬自体も上がってきている。中国から輸入していた黄リンが特に上がっているようだ。

考 察

【所感・課題 ・提言等】

肥料価格の高騰は全国的に大きな影響を与えているほか、農業者の次期作へ向けた意欲を著しく低下させており、この事への支援はまさに喫緊の課題である。今回の研修そして意見交換を踏まえ、国が農業者一人一人の現状をしっかりと捉えて施策に反映させようとしている意気込みを強く感じた。

特に肥料価格高騰対策事業についてのQ&Aは項目が80を超え、より理解がされるように幅広い内容が網羅されていた。実際に寄せられた声も反映しながら、より活用が進むように改善が加えられている事が見え、担当者の話も意見交換では特に力が入り、現場ではどんな声があるのかを確実に受け止めて帰るという姿勢に力強さを感じた。

農業者が向き合う現実是非常に厳しい内容だが、実情を踏まえた新たな制度作りも視野に入れ、日本の農業を守るために全力を尽くしている農林水産省の想いを受け取った

我々も、地元の農業者に胸を張って報告が出来る内容だった。今後も大崎市内の状況を注視し、新たな提言が出来るように引き続き努めて参りたい。

以上

創新会行政視察報告書

大崎市議会 調査活動概要報告書
令和4年10月28日

1. 視察概要

会派名	創新会
視察者名	佐藤仁一郎、伊勢健一、佐藤弘樹、早坂憂、石田政博
日時	令和4年10月7日(金)10:00~11:30
視察先	衆議院第二議員会館
出席者 (説明者)	厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室地域医療構想推進専門官 課長補佐 守川義信 氏 厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室 計画係長 成田寛氏

2. 視察内容

視察項目	地域医療構想と病床再編について
視察内容	<p>○地域医療構想や医師偏在対策に係る動向</p> <ul style="list-style-type: none">・医療提供体制を取り巻く状況 <p>2040年頃に65歳以上人口のピークが到来し、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化する。65歳以上人口は急増してきたが、今後は減少する都道府県が発生する。2025年以降、医療従事者の人材確保が課題となってくる。一方で働き方改革への対応と、地域医療確保の両立が必要となる。医師の高齢化も進展している。入院患者数は、全体としては増加傾向にあるが、外来患者数は、既に減少局面にある医療圏が多い。在宅患者数は多くの地域で今後増加していく。超高齢化、人口急減で、急性期の医療ニーズは大きく変化していく。医療と介護の複合ニーズが一層高まる。今後死亡数が一層増加していく。医療提供体制をめぐる課題として、新型コロナ対応に関する課題もあり、人材面をはじめとした高度急性期対応、地域医療を面として支える医療機関等の役割分担、連携、チームグループによる対応、外来・在宅医療の強化、デジタル化への対応と、さらには、2040年を見据えた人口構造の変化への対応が求められる。生産年齢人口の減少に対応するマンパワーの確保、人口減少地域における医療機関の維持確保や医師の働き方改革に伴う対応、超高齢化、人口急減による入院外来医療ニーズの変化、医療介護複合ニーズ、看取りニーズの増加にも対応していかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">・地域医療構想について <p>今後の人口減少、高齢化に伴う医療ニーズの質、量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機能分化連携を進めていく必要があることから、各地域における2025年の医療需要と病床の必要量について、医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)ごとに推計し、地域医療構想として策定する事としている。その上で、各医療機関の状況と今後の方向性を病床機能報告により見える化しつつ、各構想区域に設置された、「地域医療構想調整会議」において、病床の機能分化連携に向けた協議を実施する事としている。</p> <p>団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療介護の推進、医療介護従事者の確保などが必要とされることから、平成26年度から消費税増収分を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設。</p> <ul style="list-style-type: none">・医師偏在対策について <p>医師養成課程においては、全国の医師養成数を検討している。都道府県においては、大学と連携し地域枠を設定するなど、地域医療対策協議会において医師確保の方針について協議している。</p> <ul style="list-style-type: none">・第8次医療計画及び地域医療構想等の検討取り組みの進め方について

	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国の医療提供体制に大きな影響が生じている。地域における入院外来在宅にわたる医療機能の分化、強化、連携の重要性が改めて認識された。当面は足下の新型コロナウイルス感染症対応に引き続き対応すると共に、効果的な医療体制の構築に取り組み、地域医療構想を引き続き着実に推進していく。</p> <p>〈質疑応答〉</p> <p>問 医師の確保については、子どもに対する教育において、医師になりたいと思えるような職場体験や、意識醸成に向けた取り組みも必要と考えるが所見を伺う。</p> <p>答 高校生などへのアプローチも行なっているが、重要な視点であると考えてるのでそのような取り組みも進めていく。</p> <p>問 医師確保について、医師の偏在対策も必要であるが、例えば産婦人科等の診療科目の偏在対策も必要と考えるが所見を伺う。</p> <p>答 医師の偏在対策の調査項目の中で、そのような視点を入れて調査し対策を行なっているところである。</p> <p>問 医師の確保に向けて、大崎市民病院においては、手術支援ロボットを導入しており、医師確保についての大きな利点であると考えてるが所見を伺う。</p> <p>答 手術支援ロボットがあるという事も大きな利点であると考えてるが、若い医師の中には、地域医療に取り組みたいという考えや、様々な考え方もあるのが現状である。</p> <p>問 医師確保について、「地域枠」等を導入し推進すべきと考えるが所見を伺う。</p> <p>答 地域において様々な取り組みも行われてきているところであるが、例えば東京の大学の中にも地域枠を設ける等の取り組みについても今後考えていかなければならないと考えている。</p>
<p>考 察</p> <p>【所感・課題 ・提言等】</p>	<p>2022年度から、東北医科薬科大学においても卒業生が輩出され地域の中において、医師が確保される事となった。</p> <p>今後、超高齢化社会を迎え、医療に対する考え方も大きく変わるものと推察している。特に人生100年時代を迎え、日本人の死生観も大きく変わりつつあると地域の中で感じており、医療と福祉の融合や、在宅医療についても今後進めていかなければならない。</p> <p>この様な中であって、今後地域医療体制を団塊の世代が高齢化を迎える時期に備えなくてはならず、その後の人口減少社会にも耐えられる地域医療の在り方について、地域・行政・病院等が一体となった支援の構築が必要だと考えるものであり、議会や委員会でも将来を見据えた提案をして参りたい。</p>

以上